

岩手県告示第87号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第438号）で公示した公共測量を終了した旨北上市長から次のとおり通知があった。

令和6年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市内
- 2 実施した期間 令和4年6月3日から令和5年3月17日まで
- 3 実施した公共測量の種類 デジタル空中写真測量及び写真地図作成